

沖縄県立中部病院空調設備更新工事（R7）

2 0 2 5

沖縄県立中部病院

図 面 目 録					
図 面 番 号	図 面 名 称	縮 尺	図 面 番 号	図 面 名 称	縮 尺
		A - 1			A - 1
M - 0 0	図 面 目 録	N / S	M - 1 0	空調機器 配置図②（外気空調機）	S = 1 / 5 0
M - 0 1	特 記 仕 様 書 ①	N / S	M - 1 1	空 調 機 器 配 管 図 ① （ 外 気 空 調 機 ）	S = 1 / 5 0
M - 0 2	特 記 仕 様 書 ②	N / S	M - 1 2	空 調 機 器 配 管 図 ② （ 外 気 空 調 機 ）	S = 1 / 5 0
M - 0 3	特 記 仕 様 書 ③	N / S	M - 1 3	空 調 機 器 計 装 図 （ 外 気 空 調 機 ）	S = 1 / 2 0 0
M - 0 4	特 記 仕 様 書 ④	N / S	M - 1 4	空 調 機 器 搬 出 ・ 搬 入 ル ー ト （ 外 気 空 調 機 ）	S = 1 / 2 0 0
M - 0 5	特 記 仕 様 書 ⑤	N / S	M - 1 5	機 器 表 （ 熱 源 機 器 ）	N / S
M - 0 6	配置図・案内図	N / S	M - 1 6	機 器 系 統 図 ① （ 熱 源 機 器 ）	N / S
M - 0 7	機器表（外気空調機）	N / S	M - 1 7	機 器 系 統 図 ② （ 熱 源 機 器 ）	N / S
M - 0 8	空調機械室配置図（外気空調機）	S = 1 / 2 0 0	M - 1 8	熱 源 機 器 詳 細 図 （ 熱 源 機 器 ）	S = 1 / 5 0
M - 0 9	空 調 機 器 配 置 図 ① （ 外 気 空 調 機 ）	S = 1 / 5 0	M - 1 9	PH階冷却塔配管図（熱源機器）	S = 1 / 1 0 0

沖縄県立中部病院	日付	2025. 03. 25	工事名称	沖縄県立中部病院空調設備更新工事（R7）	縮尺	N / S
	作図	施設管理技士 宮平	図面名称	図面目録	図面番号	M-00

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項			
① 一 般 共 通 事 項	① 工事実績情報の登録 (1.1.4)	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額500万円未満の工事については、工事については、登録を要しない。	⑩ 施工管理体制 (1.3.1)	(1) 工事請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合8,000万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。 ※請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 イ 検査完了後の期間 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている契約期間中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。	①⑦ 発生材の処理等 (1.3.9)	ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ フルトーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット（基礎工用機械で独立したもの） キ ローラ類 ク ホイールクレーン					
	② 適用図書等 (1.1.6)	※公共建築工事標準仕様書(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築改修工事標準仕様書(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築設備工事標準図(令和4年版)(国土交通大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修) ※営繕工事写真撮影要領(令和5年版) ※(建築、電気設備、機械設備)工事監理指針(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業(建築材料等・設備機材等)評価名簿(令和6年版) (一般社団法人公共建築協会)									
	③ 別契約の関連工事 (1.1.7)	(1) 関連工事との取り合いは、別表－1による。ただし、図示されたものを除く。 (2) 他工事の施工に支障がきたさないように、施行に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。									
	④ 工事の一時中止に係る事項 (1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。									
	5 工事の余裕期間	・ 余裕期間を設定する工事 【 方式】 【以下から選択：発注者指定方式／任意着手方式／フレックス方式】 (1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。 (2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書（様式－1）」を作成し、発注者（契約担当者）に通知（提出）すること。 (3) その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。									
	6 概成工期 (1.2.1)	図示された範囲は、令和 年 月 日までに完了すること。									
	⑦ 施工図等 (1.2.3)	(1) 施工図等の著作権に関わる 当 該建築物に限る使用权は、発注者へ移譲するものとする。 (2) 受注者は施行に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図（各1/50程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着手前までに提出し承諾を受ける。									
	⑧ 工事の記録 (1.2.4)	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。									
	⑨ 設計図CADデータの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外にしようしてはならない。									
	⑪ 主 任 技 術 者 等 の 資 格	⑩ 施工管理体制 (1.3.1)		(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で指示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を機械、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者 ○資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工監理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者			⑪ 主任技術者等の資格	(2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。			
		※ 本工事は、建築業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・ 本工事は、建築業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない。									
		電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。									
		施工条件は、図示及び以下による。 ()									
		国道6路線及び県道7路線における警備業務が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること（令和3年2月19日沖縄県公安委員会告示第38号）									
		(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通所告示第487号）による建設機械を使用する。									
		(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260Kw）									
⑫ 管 理 技 術 者 の 兼 務 （ 特 例 管 理 技 術 者 の 配 置 ）		⑩ 施工管理体制 (1.3.1)	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で指示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を機械、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者 ○資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工監理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者	⑫ 管理技術者の兼務 （特例管理技術者の配置）	(2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。						
		※ 本工事は、建築業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・ 本工事は、建築業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない。									
		電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。									
		施工条件は、図示及び以下による。 ()									
		国道6路線及び県道7路線における警備業務が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること（令和3年2月19日沖縄県公安委員会告示第38号）									
		(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通所告示第487号）による建設機械を使用する。									
		(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260Kw）									
	⑬ 管 理 技 術 者 の 兼 務 （ 特 例 管 理 技 術 者 の 配 置 ）	⑩ 施工管理体制 (1.3.1)	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で指示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を機械、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者 ○資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工監理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者		⑬ 管理技術者の兼務 （特例管理技術者の配置）	(2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。					
		※ 本工事は、建築業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・ 本工事は、建築業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない。									
		電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。									
		施工条件は、図示及び以下による。 ()									
		国道6路線及び県道7路線における警備業務が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること（令和3年2月19日沖縄県公安委員会告示第38号）									
		(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通所告示第487号）による建設機械を使用する。									
		(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260Kw）									
⑭ 管 理 技 術 者 の 兼 務 （ 特 例 管 理 技 術 者 の 配 置 ）		⑩ 施工管理体制 (1.3.1)	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で指示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を機械、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者 ○資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工監理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者	⑭ 管理技術者の兼務 （特例管理技術者の配置）		(2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。					
		※ 本工事は、建築業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・ 本工事は、建築業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない。									
		電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。									
		施工条件は、図示及び以下による。 ()									
		国道6路線及び県道7路線における警備業務が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること（令和3年2月19日沖縄県公安委員会告示第38号）									
		(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通所告示第487号）による建設機械を使用する。									
		(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260Kw）									
⑮ 管 理 技 術 者 の 兼 務 （ 特 例 管 理 技 術 者 の 配 置 ）	⑩ 施工管理体制 (1.3.1)	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で指示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を機械、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者 ○資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工監理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者	⑮ 管理技術者の兼務 （特例管理技術者の配置）	(2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。							
		※ 本工事は、建築業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・ 本工事は、建築業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない。									
		電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。									
		施工条件は、図示及び以下による。 ()									
		国道6路線及び県道7路線における警備業務が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること（令和3年2月19日沖縄県公安委員会告示第38号）									
		(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通所告示第487号）による建設機械を使用する。									
		(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260Kw）									
沖縄県立中部病院						日付	2025. 03. 25	工事名称	沖縄県立中部病院空調設備更新工事（R7）	縮尺	N/S
						作図	施設管理技士 宮平	図面名称	特記仕様書②	図面番号	M-02

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項														
	⑱ 工事の保険等	(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。 ※火災保険 ※組立保険 ※請負業者賠償責任保険 ・建設工事保険 ・労働災害総合保険 (2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。 (3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ 未加入下請業者に対する加入を指導する。 エ 工事完了後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。		㉔ 完成時の提出図書(1.7.1)	(1) 本工事の完成時の提出図書は、「宮繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか(一財)沖縄建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は電子媒体で(正)1部提出する。 「要領」で特に記載がない項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書 (5) 建築物等の利用に関する説明書について ○ 「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き(国土交通省ホームページに掲載)を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。 (6) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。 本工事は沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。 (1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンOS】：Microsoft Windows 8.1/10 【推奨ブラウザ】：Microsoft Edge 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 (2) 受注者は沖縄県CALSシステムの利用にあっては沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。 (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)。 主機械室に機器等の取扱い方法、点検項目及び系統図に記載したアクリル樹脂製の案内板を設ける。記載内容、設置場所等は監督員の承諾を受けること。 監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示(機器仕様書等)によるほか標準仕様書等、標準図による。 監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。 (1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。 ・「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」 ・ (2) 建築物導入配管で不動沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 本工事は磁気深査業務を含む。実施は「磁気深査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。		㉑ 墜落制止用器具	・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。 実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領(案)」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施容量」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)の対象工事であり、受注後に「沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」により実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」、及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を参照し実施するものとする。 (1) 承諾図を提出する際は必ず設計図書と照らし合わせながらチェックマーク(√)を記入したものを提出すること。 又、配管・配線等は使用する名称にカラーマーカで示す。 (2) 図面内にメーカー用製造番号は参考程度とする。 (3) 給排気電動機等の電源供給は指定されたメーカーの電源仕様を確認すること。 (4) 既設建物への配管の接続等がある場合は、必ず着手前に事前調査を行い問題がないかを報告すること。 (5) 施工に関連した粉塵等に含まれる、感染性粒子によって引き起こされる真菌感染症の防止対策のため、感染症専門職員の指導の下、対策を実施すること。														
	⑲ ゆいくる材について	(1) ゆいくる材の利用 ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。 イ ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。 ウ ゆいくる材の在庫がない等により使用することが出来ない場合は、新材を使用する。 (2) ゆいくる材の品質管理 ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならぬ。 イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試験採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了時後に行う現場簡易試験を監督員等の立会いのもと、実施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。 ※工事に使用する機材の品質等は図示(機器仕様書等)又はこれらと同等のものとする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。		25 情報共有システムの使用	② 共通工事		① 総合試運転調整(1.3.3) ② 配管材料(2.1.2) ③ 埋設配管(2.7.1) ④ 保温工事(3.1.1) ⑤ 塗装(3.2.1) ⑥ 仮設工事(4.1.1)	総合調整は以下の項目を行うこと。 ○ 風量調整 ○ 水量調整 ○ 室内外空気の温湿度の調整 ・ 室内気流及びじんあいの調整 ○ 騒音、振動の調整 ・ 飲料水の水質の測定 ・ 雑用水の水質の測定 ○ 運転状態(総合調整結果)の記録 ※ 管材は別表一2による。ただし、図示されたものを除く。 ・ 地中埋設標の設置は図示によるほか、屋外埋設管の分岐、曲り部に設置する。 ・ アスファルト舗装以外の地中埋設標は、(・コンクリート製 ・鉄製)とする。 図示及び契約図書等に記載されたものを除き、保温は不要とする。また、保温の種類別、施工箇所等は図示による。 露出部分は全て塗装を施すこと。 本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、請負者の負担とする。 監督員事務所を本工事で(※設置しない ・ 設置する(・ 構内 ・ 構外 ・ 既存建物内一部使用))。 監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。														
	⑳ 機材の品質等(1.4.2)			26 標識その他(1.7.4)					<table><tr><th>設置する備品等の種類</th><th>数量</th><th>設置する備品等の種類</th><th>数量</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ○足場の組立て、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量									
設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																			
㉑ 技能士(1.5.2)		26 標識その他(1.7.4)																				
22 化学物質の濃度測定(1.5.8)		27 機材																				
		㉘ 施工																				
		㉙ 耐震施工																				
23 技術検査(1.6.2)		30 磁気深査																				

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項																	
③ 空 気 調 和 設 備 工 事	1 冷凍機 チリングユニット 一般事項 (1.3.1.1)	(7) 本項は、圧縮機用電動機の合計定格出力11Kwを超えるチリングユニットに適用する。ただし、5.5Kw以上11kw以下のものは制御盤のみを適用する。 (4) 高圧冷媒を使用するものは、高圧ガス保安法及び「冷凍保安規則」（昭和41年通商産業省令第51号）並びに「冷凍保安規則関係例示基準」の定めによる。	11 保温 (1.3.1.13)	製造者の標準仕様とする。 チリングユニットの能力及び成績係数は、JIS B 8613「ウォータチリングユニット」によるものとし、数値は特記による。 なお、冷凍能力は、次の条件におけるものとする。 (a) 水冷式は、冷水入り口温度12℃、冷水出口温度7℃、冷夏や楠井入口温度32度能力100%とする。 第2編1.2.2「制御及び操作盤」による。 建築基準法の適用を受ける冷却塔の構造は、本節によるほか、同法施行令第129条の2の6及び同令に元づく告示の定めによる 構成は、塔本体、水槽、送風機、電動機塔とする。 (1) 本体は、内部の点検及び清掃ができる構造とし、材質は、ガラス繊維強化ポリエステル樹脂、硬質塩化ビニル、ステンレス鋼材又は鋼材とする。 (2) 水分配装置は、水の落下分布が均一になるものとし、材質は、鋼材、ステンレス鋼材、アルミニウム鋳物又は合成樹脂とする。 (3) 空気取入口は、空気の流通を均分するとともに外部に水の飛散を防止するものとする。材質は、ガラス繊維強化ポリエステル樹脂、硬質塩化ビニル、ステンレス鋼材又は鋼材とする。 (4) 充填剤は、落下水滴を均一に細分させる構造とする。 (5) 塔本体に使用する鋼板は、第2編3.2.2.4「熔融亜鉛めっき」による2種35を施したものとする。 (1) 水槽は、冷却水の接続口のほか、排水管、オーバーフロー管、補給水管等の接続口を有する構造とする。また、冷却水取出口は、渦流による空気を吸込まない構造とし、ステンレス製又は合成樹脂製のストレーナを備えたものとする。 (2) 水槽の材質は、ガラス繊維強化ポリエステル樹脂、硬質塩化ビニル又はステンレス鋼板とする。 (1) 1.11.2「軸流送風機及び斜流送風機」によるものとし、羽根の材質は、亜鉛鉄板、アルミニウム材又は合成樹脂とする。 (2) 排気口には、ステンレス鋼製、鋼製又は合成樹脂製の保護網等を備えたものとする。 (3) ケーシング及びフレームの材質は、1.6.3「塔本体」の当該事項とする。 (4) 送風機に使用する亜鉛鉄板には、エポキシ樹脂又は塩化ビニルによる表面処理を施したものとする。 第2編1.2.1.1「誘導電動機の規格及び保護方式」及び第2編1.2.1.2「誘導電動機の始動方式」による。 (1) ボールタップ 一式 (2) 梯子（塔本体の高さが1.5m以上の場合とし、鋼製（第2編3.2.2.4「熔融亜鉛めっき」による2種35を施したもの。）又はステンレス鋼製とする。） 一式 (3) 銘板 一式	21 空気調和機	ファン及び電動機は、図示された場合を除き以下による。 ※ 耐塩処理を施す。（原則、県内工場施工。 5年間保証。） ※ 全閉外扇屋外型とする。																			
	2 構成 (1.3.1.2)	構成は、スクリーウ圧縮機、電動機、動力伝達装置、凝縮器、蒸発器、冷水ポンプ安全装置、制御盤等とする。	12 能力及び成績係数 (1.3.1.14)		22 ダクト (1.14.3)	長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、 ・ アングルフランジ ・ コーナーボルト（ ・ 共板フランジ ・ スライドオンフランジ）工法とする。																			
	3 スクリュー圧縮機 (1.3.1.3)	(7) 圧縮機の形式は半密閉形とし、ねじ形のロータとロータとの回転時に生じるすき間の減少により、冷媒ガスを圧縮する構造とする。また、分解及び内部点検ができる構造とする。 (4) 容量制御機構は、冷水を設定温度に保つように、冷媒ガスを制御するスライド弁方式（冷媒ガスバイパス方式）、アンローダー方式またはインパーター制御方式とする。また、始動時に始動電流を低減する始動負荷低減昨日を備えたものとする。	13 制御盤 (1.3.1.15)		23 ダクト付属品	風量測定口の取り付け位置は図示のほか、以下による。 ・ 送風機吐出側 ・ 送風機吸い込み側 ・ 外気取り入れダクト																			
	4 電動機 (1.3.1.6)	製造者の標準仕様とする。 なお、指導方式は特記による。ただし、特記がない場合は、第2編1.2.1.2「誘導電動機の始動方式」による。	14 冷却塔 一般事項 (1.6.1)		24 設計温湿度条件	設計温湿度条件は以下による <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">外気</th><th colspan="2">室内（ ）</th></tr><tr><th>温度（℃）</th><th>湿度（％）</th><th>温度（℃）</th><th>湿度（％）</th></tr><tr><td>夏季</td><td>32.8℃</td><td>68.3%</td><td>26.0℃</td><td>50.0%</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外気		室内（ ）		温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）	夏季	32.8℃	68.3%	26.0℃	50.0%	冬季				
		外気			室内（ ）																				
		温度（℃）	湿度（％）		温度（℃）	湿度（％）																			
	夏季	32.8℃	68.3%		26.0℃	50.0%																			
	冬季																								
	5 動力伝達装置 (1.3.1.7)	圧縮機用は、電動機直結形とする。	15 構成 (1.6.2)		25 その他	※病院空調設備の設計・管理指針（HEAS-02-2022 一般社団法人日本医療福祉設備協会発行 病院設備設計ガイドライン）に準拠すること。 ※外気取り入れ口から除塩フィルターボックスまでの材質は、スーパーダイヤまたは、ステンレス製とする。 ※ドレンパンの材質はステンレス製とする。 ※機器更新範囲は、チャンパーボックス及びキャンバスまで含む。 ※工事に伴う粉塵等による感染症対策を実施すること。 対策方法については、病院監督員の指示による方法とする。																			
	6 凝縮器 (1.3.1.8)	(7) 水冷式凝縮器は、円筒多管形又は二重管形とし、次による。 (a) 円筒多管形及び二重管形は、管の清掃ができる構造とする。胴体の材質は、鋼板又は鋼管、端部水室の材質は、鋳鉄又は鋼板とし、内面にエポキシ樹脂塗装、アクリル樹脂塗装等による防錆処理を施したものとする。また、管の材質は、JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」によるものとする。	16 塔本体 (1.6.3)																						
7 蒸発器 (1.3.1.9)		17 水槽 (1.6.4)																							
8 冷水ポンプ (1.3.1.10)	ポンプは、ケーシング、羽根車、主軸、軸受け、電動機等とし、軸継手を介して主軸と電動機を接続した電動機直結形又は電動機直動形とする。 (7) ケーシングの材質は、JIS G 5501「ねずみ鋳鉄品」のFC200以上、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」のSUS304又はJIS G 5121「ステンレス鋼鉄鋼貨」のSCS13とする。 (4) 羽根車の材質は、JIS H 5120「銅及び銅合金鋳物」のCAC 406、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」のSUS304又はJIS G 5121「ステンレス鋼鉄鋼貨」のSCS13とする。 (7) 主軸の材質は、JIS G 4303「ステンレス鋼棒」のSUS304、SUS403もしくはSUS420J2又はJIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」S30C以上のものとする。なお、JIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」による場合は、スリーブ形のものに限る。 (4) 軸封は、パッキン又はメカニカルシールによるものとする。メカニカルシールの摺動部は、超硬合金、セラミック又はカーボンを組合わせたものとする。また、潤滑油が搬送流体に混入しない構造とする。 (4) 電動機は、第2編1.2.1「電動機」による。 (4) 次の事項は、JIS B 8313「小型渦巻ポンプ」の該当事項による。 (a) 羽根車の最小厚さ (b) ポンプ効率 (c) 吐出し量、揚程及び軸動力の各試験方法	18 送風機 (1.6.5)																							
9 安全装置 (1.3.1.11)	次の保護機能を備えたものとする。 (a) 冷水の過冷却により作動する温度保護制御機能 (b) 冷水及び冷却水の過度の減少により作動する低流量保護制御機能 (c) 凝縮圧力の過上昇により作動する圧力保護制御機能 (d) 蒸発圧力の過低下（密閉形圧縮機の場合を除く。）により作動する圧力保護制御機能 (e) 油ポンプを有する場合は、油圧の低下により作動する油圧保護制御機能（圧縮機の油圧が0.1MPaを超える場合） (f) 圧縮機用電動機の加熱により作動する保護制御機能又は圧縮機の吐出ガスの過熱により作動する保護制御機能	19 電動機 (1.6.6)																							
10 冷媒 (1.3.1.12)	冷媒の種類は特記による。	20 付属品 (1.6.8)																							

沖縄県立中部病院				日付	2025. 03. 25	工事名称	沖縄県立中部病院空調設備更新工事（R7）	縮尺	N/S
				作図	施設管理技士 宮平	図面名称	特記仕様書④	図面番号	M-04

別表ー１（関連工事との取り合い）			
工事内容		本工事	別途工事
		機械	電気 建築
機器の基礎	屋内設置（課題、アンカーボルトを除く）	・	※
	屋上設置（課題、アンカーボルトを除く）	・	※
	屋外設置（課題、アンカーボルトを除く）	※	・
	架台、アンカーボルト	※	・
貫通スリーブ （はり、床、壁）	スリーブ	※	・
	補強鉄筋	・	※
	スリーブの穴埋め	※	・
箱入れ （はり、床、壁）	箱入れ	※	・
	補強鉄筋	・	※
	型枠の穴埋め	※	・
天井、壁切り込み	墨出し	※	・
	下地組み、ボード類切り込み （埋込照明器具、スピーカー等）	・	※
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・	※
インサート	インサート	※	・
外気取入ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	・	※
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	※	・
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	※	・
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	・	※
	天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配線	・	※
	上記の配線	※	・
	パッケージ型空調和器などで屋内機と屋外機との間の配管	・	※
	上記の配線	※	・
	電極棒及びフロートスイッチの本体	※	・
	上記の配管、配線	・	※
自動制御	電気配管	・	・
	電気配線	・	・
	電源供給	・	※
浄化槽	コンクリート躯体	・	・
	基礎コンクリート	※	・
	基礎杭	・	・
	根切り、埋戻し	※	・
	残土処理	※	・
	防護棚	・	・
	土止め工事	・	・
	保護砂	・	・
	湧水処理	・	・
	送風機室（換気用送風機を含む）	・	・
	操作盤までの1次側電気工事	・	※
	操作盤以降の2次側電気工事	※	・
桶	ルーフドレイン及び立て桶	・	※
	立て桶接続用埋設横引管	・	※
流し類	台所流し台、手洗い流し台（SUS人研ぎ共）	・	※
	上記配管接続	※	・
化粧鏡	衛生陶器メーカー規格外の物	※	・
カウンター	はめ込洗面器カウンター	※	・
身障者用手すり	衛生器具廻り	※	・
	その他手すり	・	※

※配線は接続を含むものとする。

特記事項

- 空調機器、換気機器、衛生機器、器具類及び配管、ダクト等の設備機器全ての撤去を行う。又配管撤去等により使用建物へ支障がないよう仕切り止め等を行う。
- 配管撤去等による使用建物の損傷部分は現状復旧を行う。
- 保温材は、配管・ダクト等より分離する。
- ダクト及び配管等の支持金物・吊りボルト等は本工事にて撤去する。
- ダクト及び配管等の接続用ガスケット、パッキン・吊りボルト等は適切な処理を行うこと。
- 冷 媒 （フロン系の破壊）
 - 冷媒の破壊処理は、フロン回収破壊法に基づき許可されたフロン類破壊業者により行う。
 - フロン類破壊業者許可書
 - 監督員に次の書類の写しを提出すること。
 - フロン破壊数量の記録
- 撤去された再生材は、再資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等によるほか、建築副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理する。
- 工事の着手、施行、完成にあたり関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。
- アスベストの調査及び撤去に関しては、監督員と協議すること。

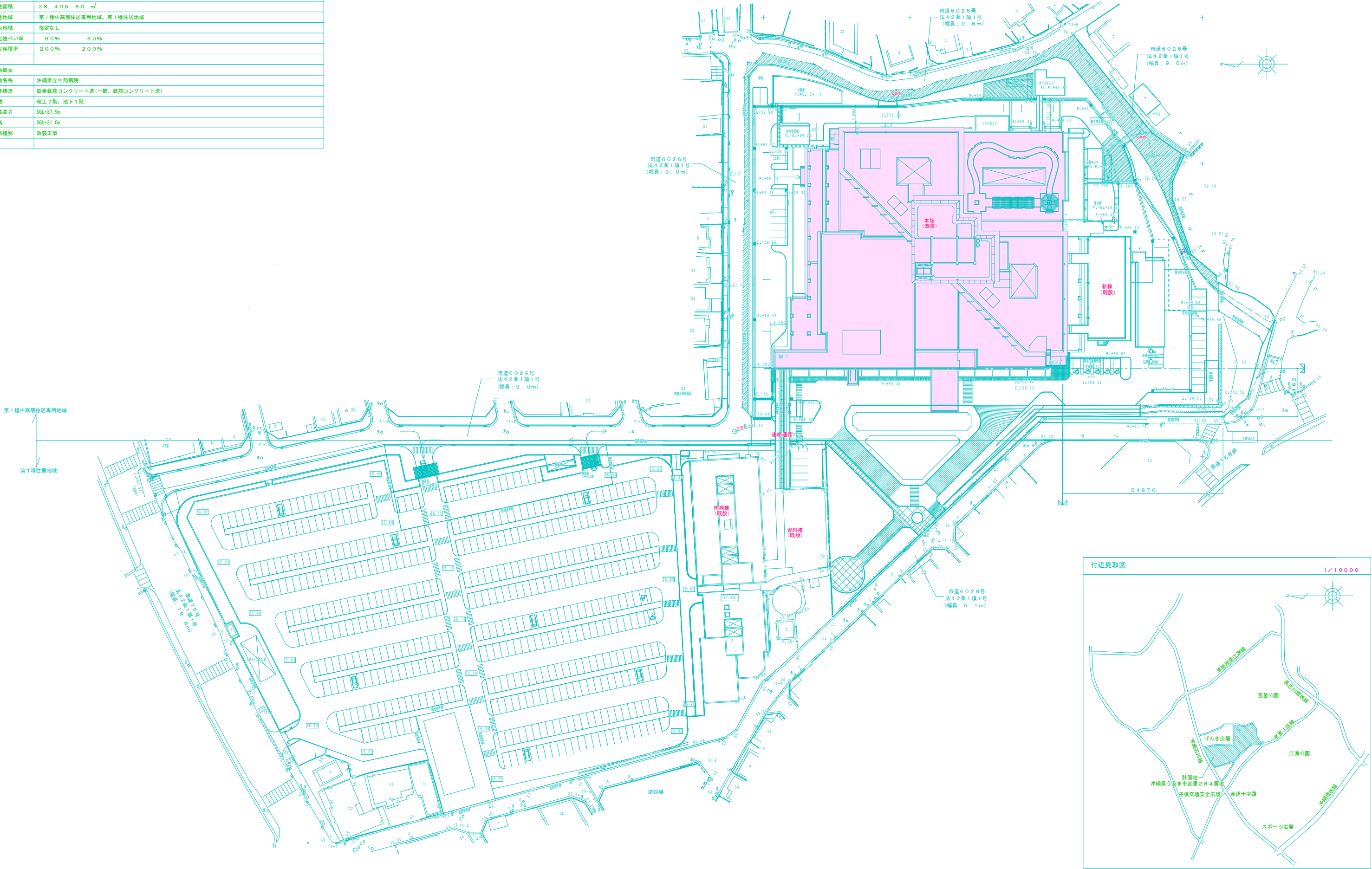
別表ー２（管材）		
用途	施工箇所	管材
冷温水管	屋内一般配管	配管用炭素鋼々管
	機械室・便所配管	配管用炭素鋼々管
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	配管用炭素鋼々管
	地中配管	
冷却水管	屋内一般配管	水道用塩化ビニールライニング鋼管
	機械室・便所配管	水道用塩化ビニールライニング鋼管
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	水道用塩化ビニールライニング鋼管
	地中配管	
蒸気管	屋内一般配管	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	機械室・便所配管	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	地中配管	
高温水管	屋内一般配管	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	機械室・便所配管	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	地中配管	
油管	屋内一般配管	圧力配管用炭素鋼鋼管
	機械室・便所配管	圧力配管用炭素鋼鋼管
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	圧力配管用炭素鋼鋼管
	地中配管	
ブライン管	屋内一般配管	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	機械室・便所配管	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	地中配管	
冷媒管	屋内一般配管	冷媒・被覆銅管
	機械室・便所配管	冷媒・被覆銅管
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	冷媒・被覆銅管
	地中配管	
給水管	屋内一般配管	給水・耐衝撃性ポリ塩化ビニル管（HI-VP）
	機械室・便所配管	給水・耐衝撃性ポリ塩化ビニル管（HI-VP）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VB）
	地中配管	
給湯管	屋内一般配管	保温付被覆銅管
	機械室・便所配管	保温付被覆銅管
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	保温付被覆銅管
	地中配管	
消火管	屋内一般配管	消火・塩ビ・被覆銅管（SGP-VS）
	機械室・便所配管	消火・塩ビ・被覆銅管（SGP-VS）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	消火・塩ビ・被覆銅管（SGP-VS）
	地中配管	消火・塩ビ・被覆銅管（SGP-VS）
排水管	屋内一般配管	排水・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	機械室・便所配管	排水・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	排水・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	地中配管	排水・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
通気管	屋内一般配管	通気・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	機械室・便所配管	通気・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	通気・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	地中配管	通気・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
ガス管	屋内一般配管	ポリエチレン・配管用炭素鋼鋼管（白）
	機械室・便所配管	ポリエチレン・配管用炭素鋼鋼管（白）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	ポリエチレン・配管用炭素鋼鋼管（白）
	地中配管	ポリエチレン被覆銅管
特記事項		

※冷媒管に断熱材被覆管を使用した場合の断熱材厚さは、液管10mm以上、ガス管20mm以上とする
ただし、液管の呼び径が9. 52mm以下の断熱厚さは、8mmとしてもよい。

※給湯・銅管（保温使用は、公共建築工事標準仕様書 表2. 3. 5（G2.（ロ）. 1）関係が50m/m未満は、保温厚20m/m以上の保温材巻とする。

日付	2025. 03. 25	工事名称	沖縄県立中部病院空調設備更新工事（R7）	縮尺	N/S
作図	施設管理技士 宮平	図面名称	特記仕様書⑤	図面番号	M-05

計 画 概 要		
敷地概要		
所在地	沖縄県うるま市宮里2 8 1他	
敷地面積	3 8 , 4 0 5 . 8 0 m ²	
用途地域	第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域	
防火地域	指定なし	
法定建ぺい率	6 0 %	6 0 %
法定容積率	2 0 0 %	2 0 0 %
建物概要		
建物名称	沖縄県立中部病院	
主体構造	鉄骨鉄筋コンクリート造(一部、鉄筋コンクリート造)	
階数	地上7階、地下1階	
最高高さ	SGL+37.9m	
軒高	SGL+31.0m	
工事種別	改築工事	



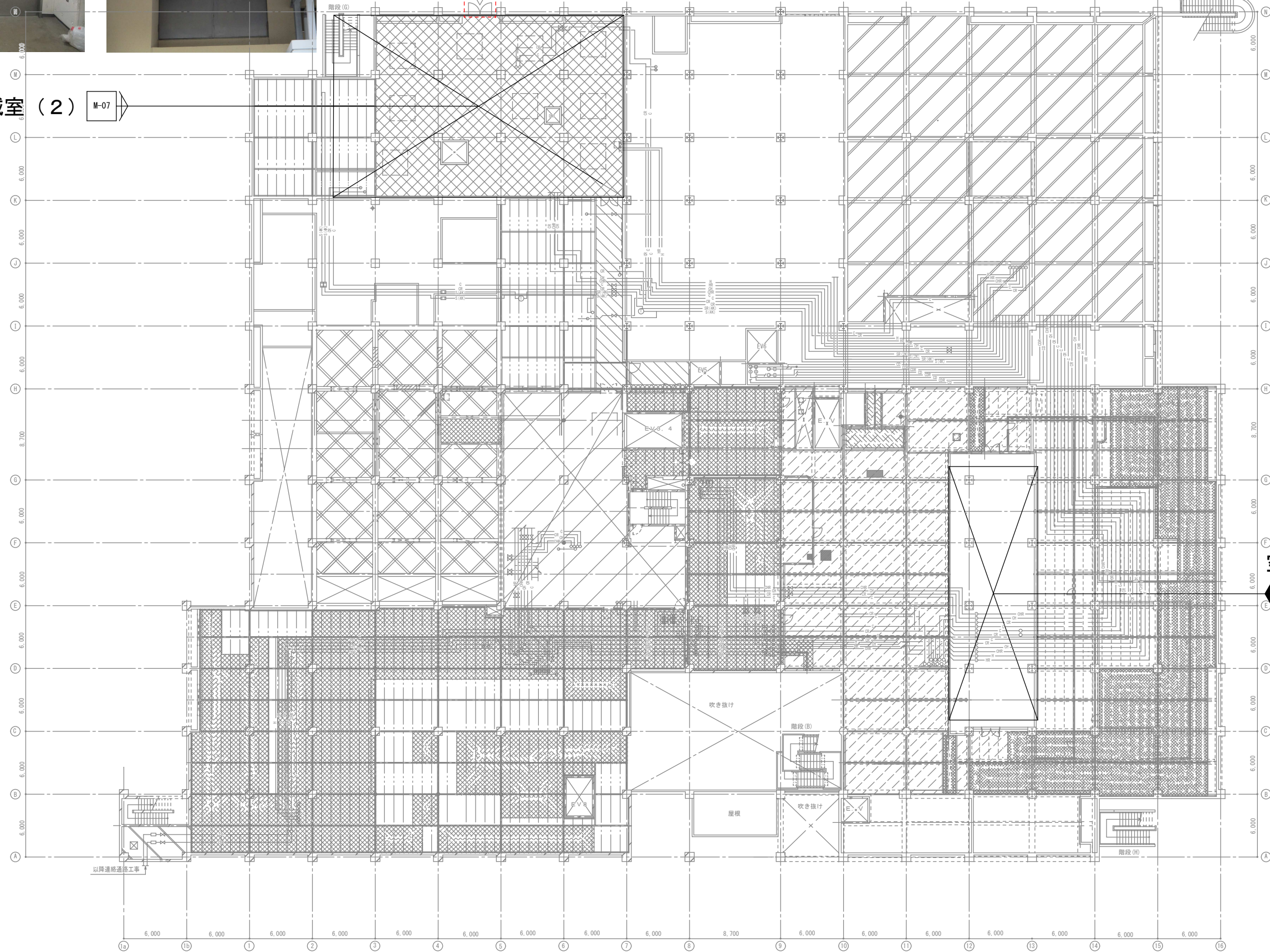
機器番号	系 統 名	型 式	送 風 機					コイル							フィルタ	加湿器		台数	据付位置	備 考	
			番手	風量	静圧	電源	容量	種別	冷却能力	加熱能力	入口空気℃		出口空気℃		水量	型式	型 式				加湿量
				m ³ /h							mmA q	KW	k c a l / h	k c a l / h							
AC－101	1階外来部門	システム型（水平）		5, 175	46	3φ200V	2. 2	C	52, 582		32. 1	27. 6	19. 4	18. 7	175	P+M			2	ISS	ダイキン工業株式会社 機 種 UAVZ8CS1R
AC－106	カルテ庫	システム型（水平）	3	1, 000	70	3φ200V	0. 75	C	10, 100		32. 1	27. 6	19. 4	18. 7	40	P+M			1	ISS	ダイキン工業株式会社 機 種 AHCV3EB
AC－107	総合待合・ロビー	システム型（水平）	4	2, 750	75	3φ200V	2. 2	C	27, 800		32. 1	27. 6	19. 4	18. 7	100	P+M			1	ISS	ダイキン工業株式会社 機 種 AHCV5EB
AC－110	物流部門	システム型（水平）		3, 440	101	3φ200V	3. 7	CH	46, 400	21, 600	32. 1	27. 6	19. 4	18. 7	160	P+M			1	ISS	ダイキン工業株式会社 機 種 AHCV7EB
AC－201	2階外来部門	システム型（水平）	7	2, 760	95	3φ200V	3. 7	C	44, 600		32. 1	27. 6	19. 4	18. 7	210	P+M			1	ISS	ダイキン工業株式会社 機 種 AHCV10EB
AC－206	事務管理・医局部門	システム型（水平）		2, 750	79	3φ200V	3. 7	C	44, 290		32. 1	27. 6	19. 4	18. 7	170	P+M			1	ISS	ダイキン工業株式会社 機 種 AHCV9EB
AC－207	ハワイ大学研修室部門	システム型（水平）		1, 920	107	3φ200V	1. 5	C	19, 400		32. 1	27. 6	19. 4	18. 7	70	P+M			1	ISS	ダイキン工業株式会社 機 種 AHCV3EB
AC－208	当直室	システム型（水平）		1, 700	82	3φ200V	1. 5	C	17, 200		32. 1	27. 6	19. 4	18. 7	60	P+M			1	ISS	ダイキン工業株式会社 機 種 AHCV3EB
AC－209	会議室	システム型（水平）	4	2, 450	75	3φ200V	1. 5	C	24, 700		32. 1	27. 6	19. 4	18. 7	90	P+M			1	ISS	インバーター制御 ダイキン工業株式会社 機 種 AHCV5EB
AC－314	1. 3階既滅菌、滅菌保管室	システム（水平）		2, 750	76	3φ200V	1. 5	C	27, 800		32. 1	27. 6	19. 4	18. 7	98	P+H			1	ISS	ダイキン工業株式会社
共通事項	1. コイル形式は次による。 CH：冷温水コイル、C：冷水コイル、H：温水コイル 2. 空調機のコイル通過風速は2. 5m／s以下とする。 3. 冷温水入口温度は次による。 冷水：7℃、温水：55℃ 4. フィルターの形式は次による。 P：プレフィルタ（AFI 80％）、M：中性能フィルタ（NBS 65％）、H：高性能フィルタ（NBS 90％） 5. 全ての空調機はフィルタは塩害除去フィルタとする。（プレフィルタ除く） 6. 床置き機器はスプリング防振、天吊り機器は防振ハンガーとする。 7. ユニット型空調機は各セクションに点検口、マリンランプ、及びケーシング内のマリンランプ用配管配線、スイッチを機器工事で設置する。（マリンランプは、天吊型のみとする。） 8. ドレンパン、フィルター差圧計は機器付属とする。 9. ドレントラップは空調機付属とする。 10. フィルター及び運転表示灯の予備品は50％とする。 11. 静圧は全静圧とする。 12. 送風機は特記無き限りシロッコファンとする。																				

沖縄県立中部病院	日付	2025. 03. 25	工事名称	沖縄県立中部病院空調設備更新工事（R7）	縮尺	N / S
	作図	施設管理技士 宮平	図面名称	機器表（外気空調機）	図面番号	M-07



ISS
空調機械室（2）

M-07



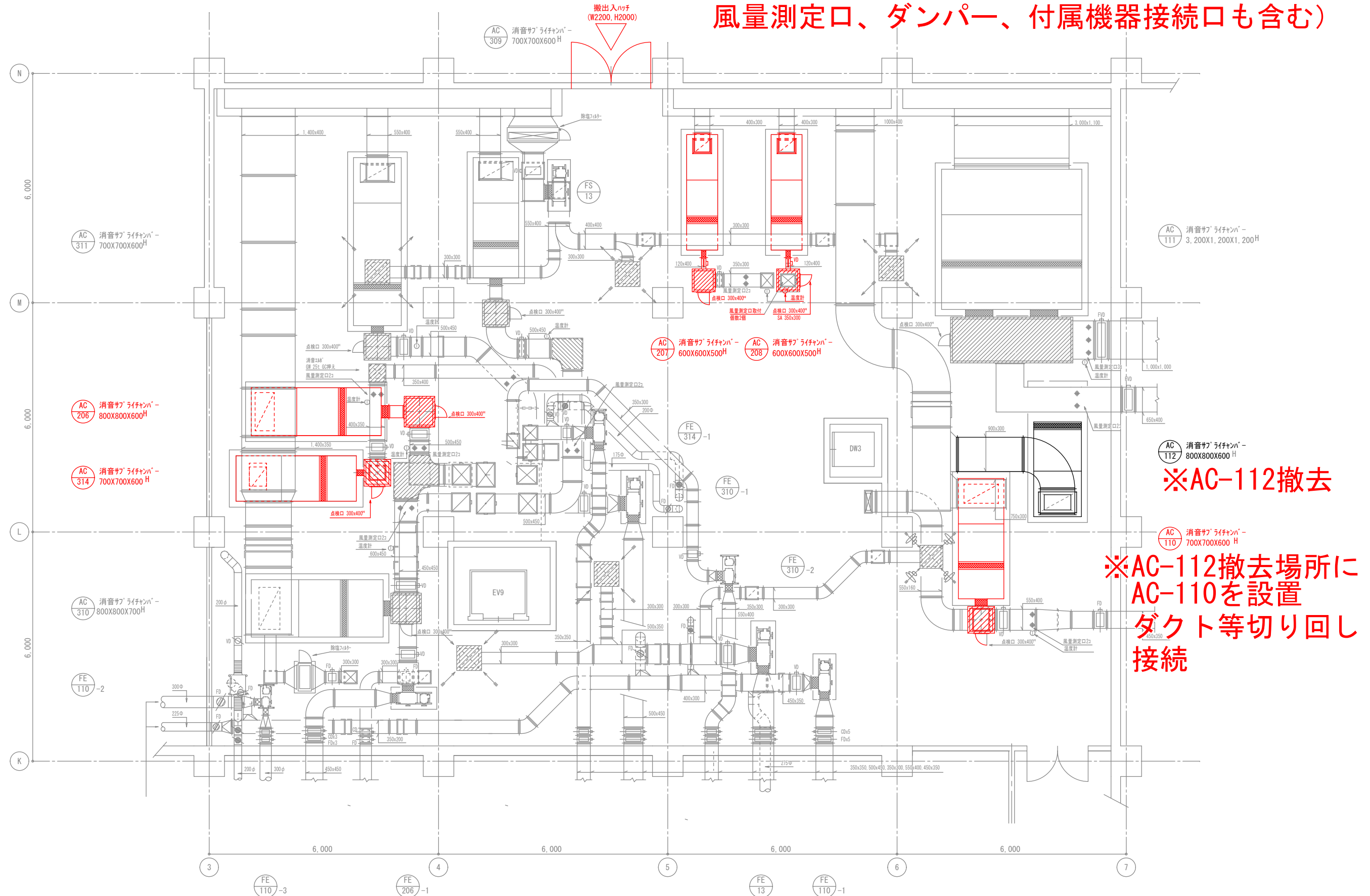
ISS
空調機械室（3）

M-08

空調機械室 (2)

※消音チャンバーまでのダクト交換

風量測定口、ダンパー、付属機器接続口も含む)



※AC-112撤去

※AC-112撤去場所に
AC-110を設置
ダクト等切り回し
接続

沖縄県立中部病院

日付	2025. 03. 25
----	--------------

作図 施設管理技士 宮平

工事名称	沖縄県立中部病院空調設備更新工事 (R7)
------	-----------------------

図面名称 空調機器 配置図①（外気空調機）

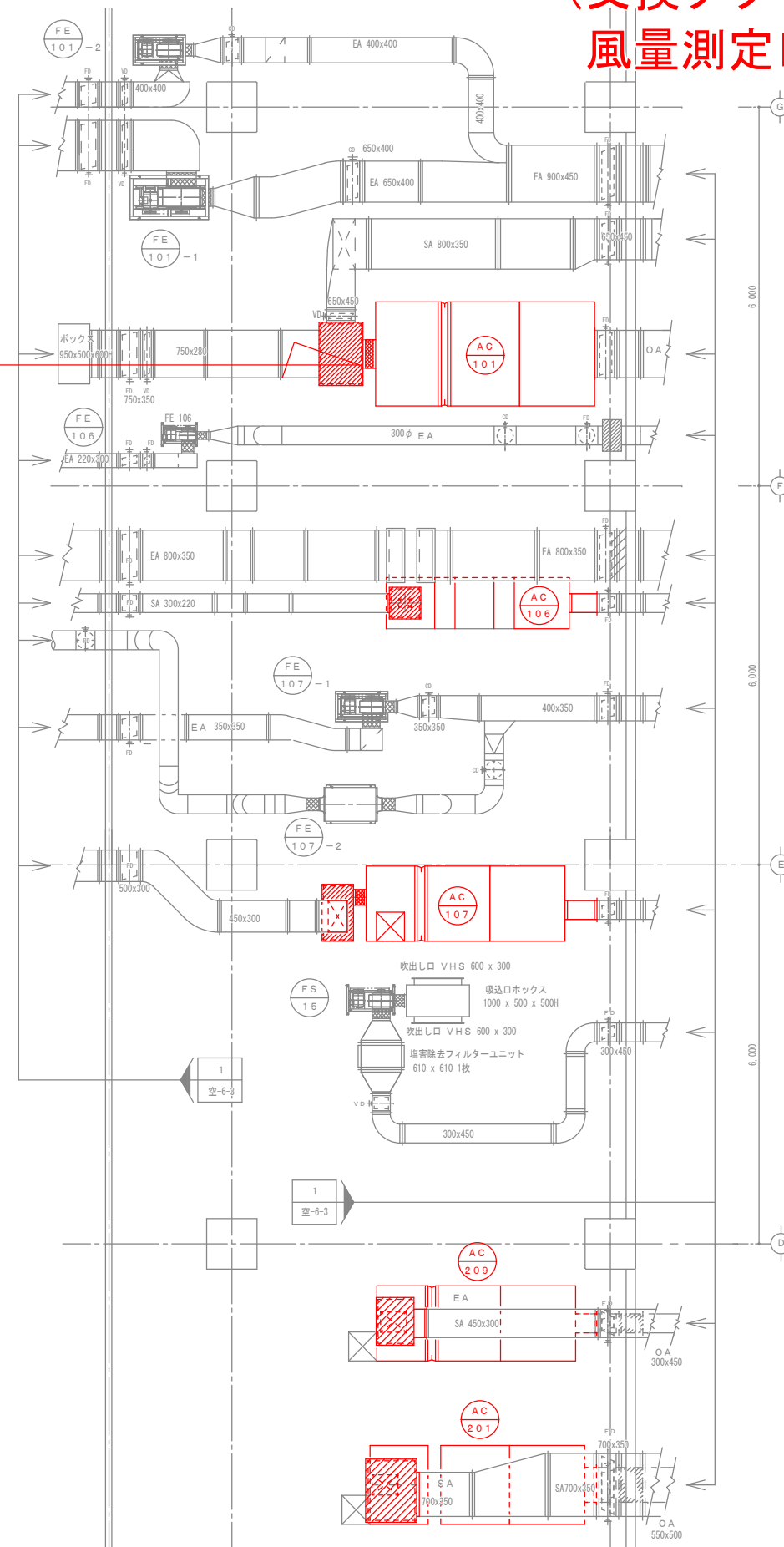
縮尺 1/50

図面番号 M-09

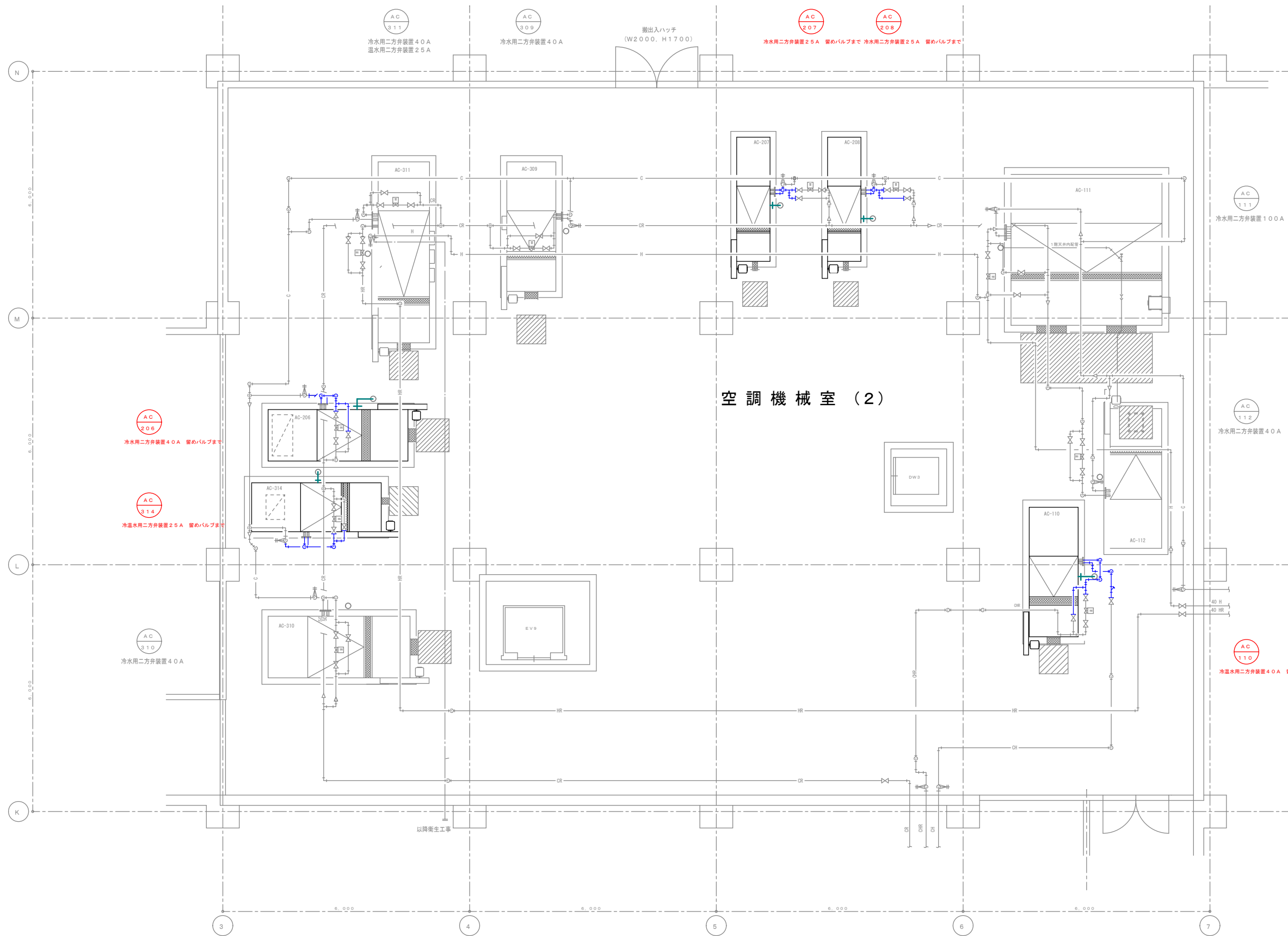
空調機械室 (3)

※搬入の制約上、既存機器と同等サイズで搬入できないため、送風量を満たすよう機器を選定すること

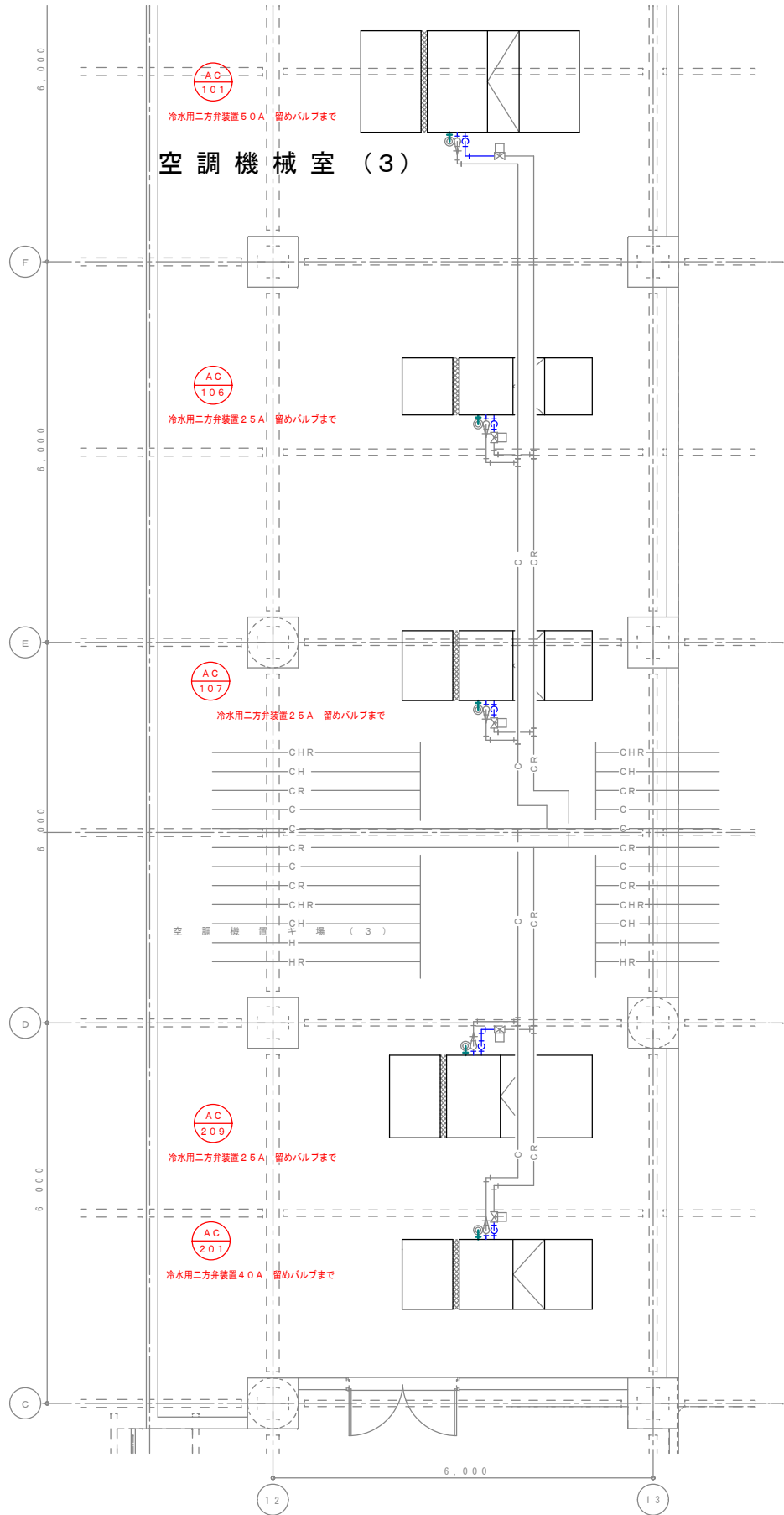
※消音チャンバーまでのダクト交換
(交換ダクトに設置されている
風量測定口、ダンパー、付属機器接続口も含む)



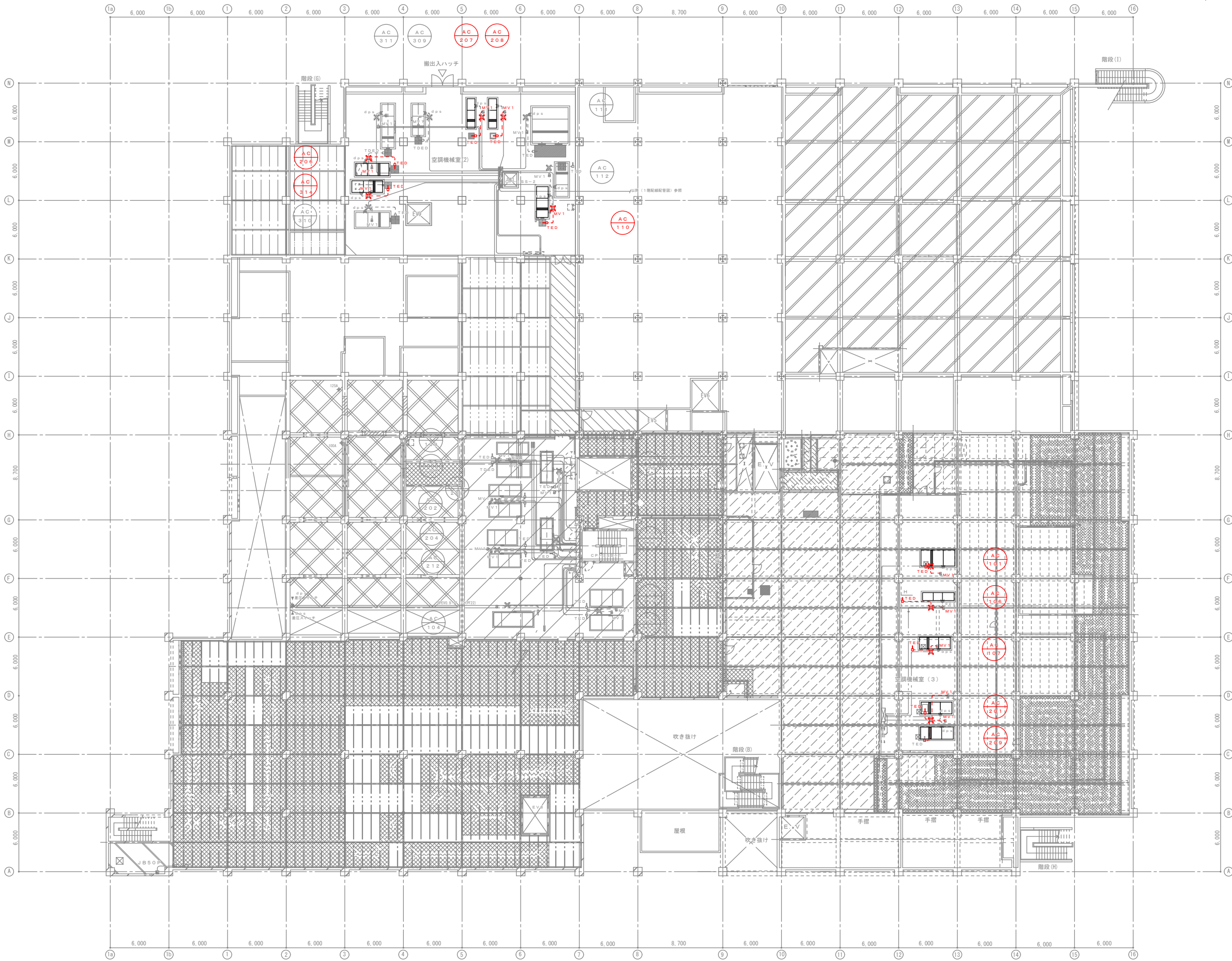
AC-110設置位置変更に伴い、冷水配管切り回し再接続



注記：特記なき配管は全て天井配管とする。（トレン管は1階天井配管とする）

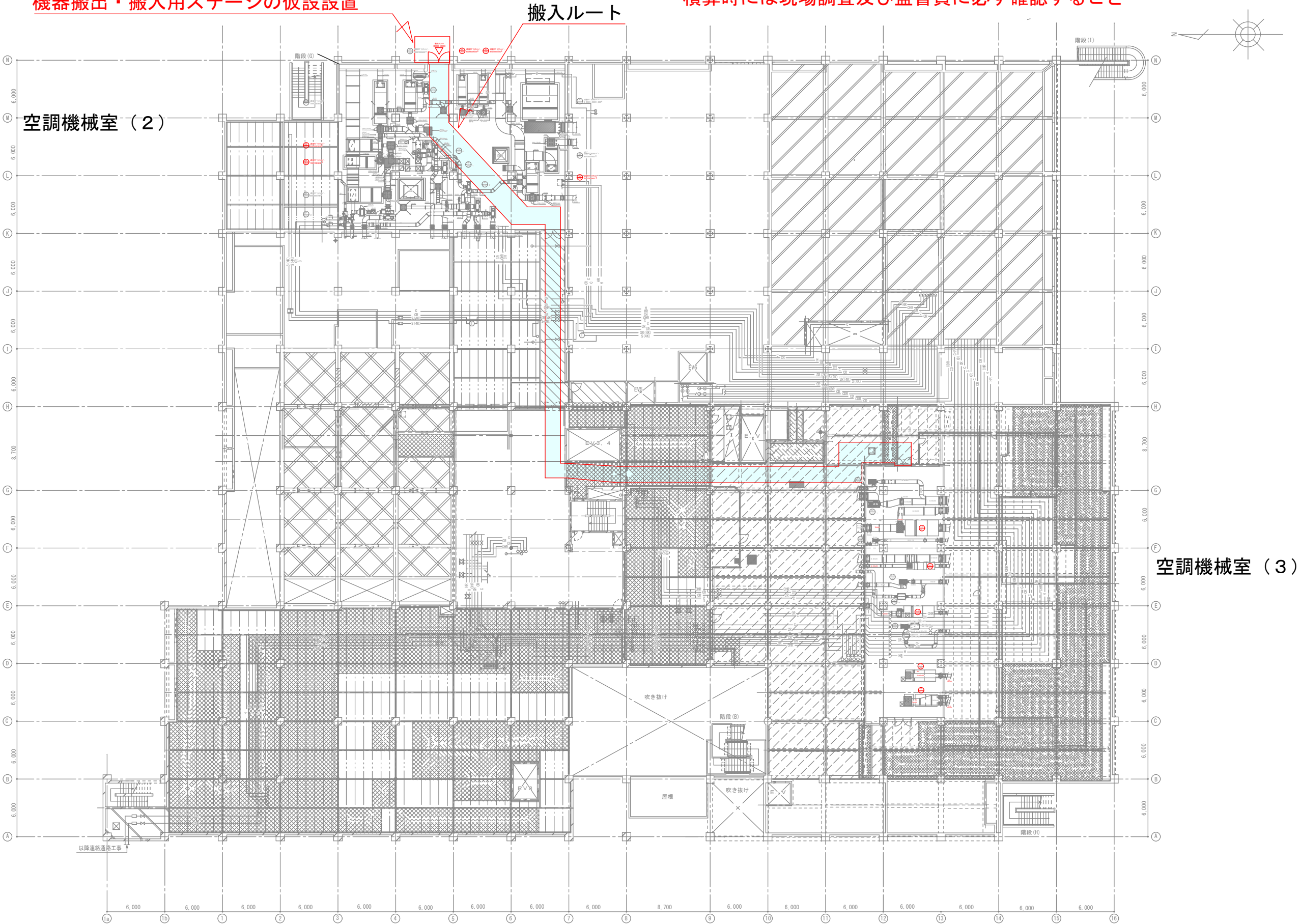


※電源・計装配線の切離し及び再接続 AC-110設置位置変更に伴い、切り回し再接続



※機器搬出・搬入時 鋼板底の一時撤去及び再設置
機器搬出・搬入用ステージの仮設設置

※搬出・搬入ルートの一部で配管やダクト等により、搬入可能な機器選定が必要
積算時には現場調査及び監督員に必ず確認すること



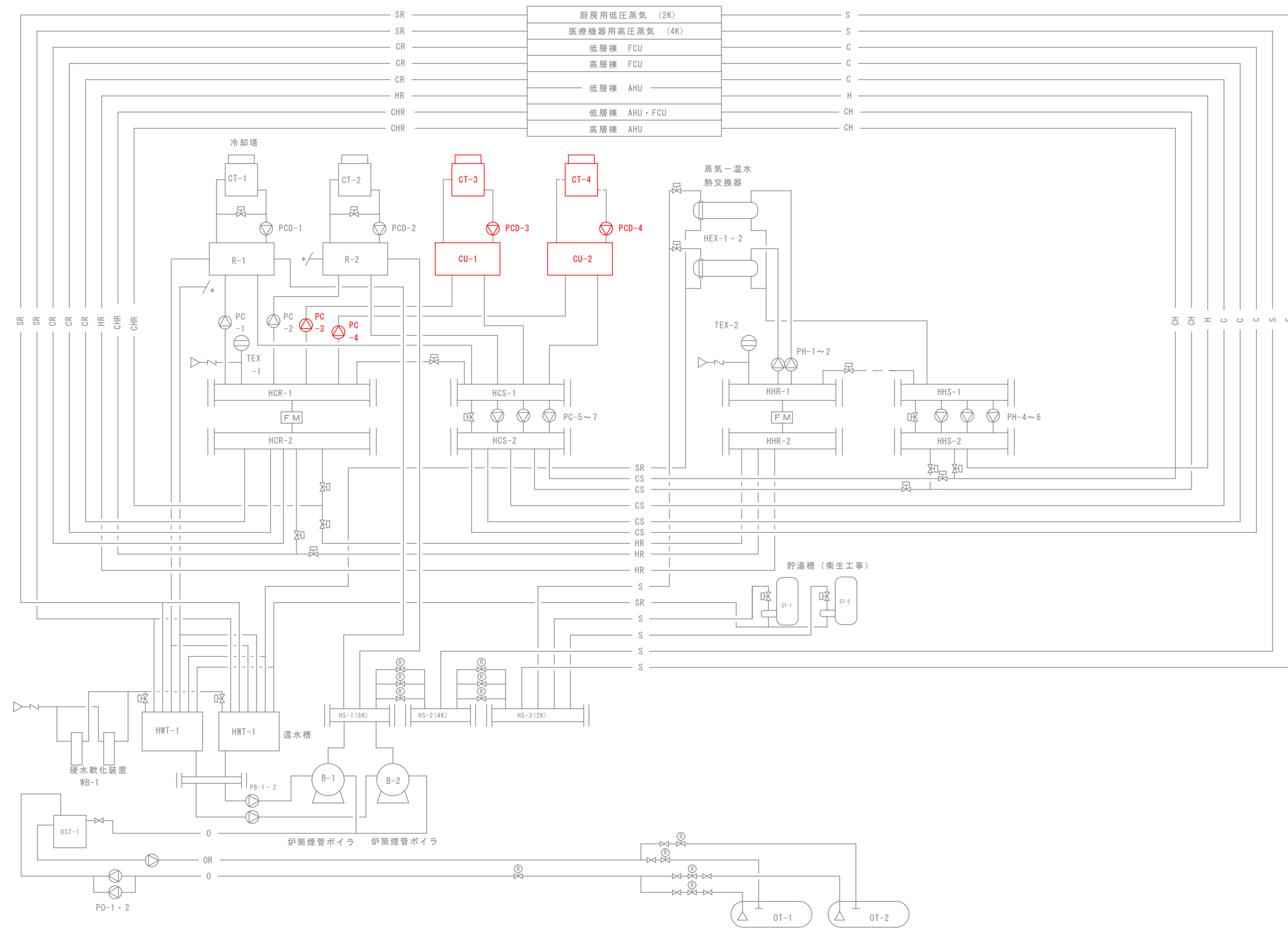
更新前

機器番号	機 器 名 称	機 器 仕 様	付属電動機		台数	据付位置	備 考
			電 源	容量Kw			
CU-1, 2	チリングユニット	スクリュー冷凍機	3Φ200V	45×2	2	1F熱源機室	スプリング防振
	公共建築工事標準仕様	冷却能力 114 USRT (400KW)					東洋キャリヤ工業株式会社
		冷水 12 ⇒ 7 °C 1,147L/min 圧損 26KPa					機種： 30SKA400
		冷却水 32 ⇒ 37 °C 1,398L/min 圧損 30KPa					
CT-3, 4	冷却塔	開放式冷却塔（電動冷凍機用）	3Φ200V	87.6	2	塔屋階	スプリング防振
	(チリングユニット系統)	冷却能力 486.3Kw					CT-1 G回路
		冷却水 37 ⇒ 32 °C 1,394L/min					重塩害仕様
PC-3, 4	冷水一次ポンプ	片吸い込み渦巻ポンプ	3Φ200V	7.5	2	1F熱源機室	スプリング防振
	(チリングユニット系統)	80Φ×65Φ 1,010L/min 21mAq					株式会社 川本製作所
							機種：GEL-80×656M-4MN7.5
PCD-3, 4	冷却水ポンプ	片吸い込み渦巻ポンプ	3Φ200V	7.5	2	1F熱源機室	スプリング防振
	(チリングユニット系統)	80Φ×65Φ 1,400L/min 21mAq					株式会社 川本製作所
							機種：GEL-80×656M-4MN7.5

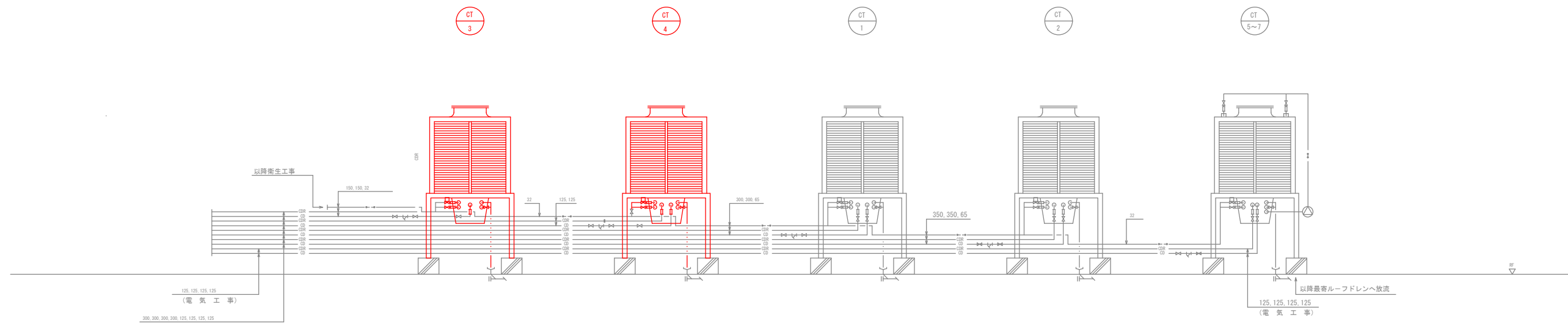
更新後

機器番号	機 器 名 称	機 器 仕 様	付属電動機		台数	据付位置	備 考
			電 源	容量Kw			
CU-1, 2	チリングユニット	スクリュー冷凍機	3Φ200V	37×2	2	1F熱源機室	スプリング防振
	公共建築工事標準仕様	冷却能力 125 USRT (441KW)					東洋キャリヤ工業株式会社
		冷水 12 ⇒ 7 °C 1,147L/min 圧損 26KPa					機種：ZUWD120BA6R
		冷却水 32 ⇒ 37 °C 1,398L/min 圧損 30KPa					
CT-3, 4	冷却塔	開放式冷却塔（電動冷凍機用）	3Φ200V	87.6	2	塔屋階	スプリング防振
	(チリングユニット系統)	冷却能力 486.3Kw					CT-1 G回路
		冷却水 37 ⇒ 32 °C 1,394L/min					重塩害仕様
PC-3, 4	冷水一次ポンプ	片吸い込み渦巻ポンプ	3Φ200V	7.5	2	1F熱源機室	スプリング防振
	(チリングユニット系統)	80Φ×65Φ 1,010L/min 21mAq					株式会社 川本製作所
							機種：GEL-80664ME7.5
PCD-3, 4	冷却水ポンプ	片吸い込み渦巻ポンプ	3Φ200V	7.5	2	1F熱源機室	スプリング防振
	(チリングユニット系統)	80Φ×65Φ 1,400L/min 21mAq					株式会社 川本製作所
							機種：GEL-80664ME7.5

※冷水・冷却水配管 既設流用



冷却塔系統



冷却塔系統

